

環境委員会資料

1 平成30年第2回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第95号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 3 東扇島中公園への指定管理者制度の導入に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

参考資料 東扇島中公園への指定管理者制度の導入に対する御意見をお寄せください

港 湾 局

(平成30年5月30日)

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の制定要旨

港湾環境整備施設及びその設備に利用料金制を導入するため改正するもの

2 改正内容

港湾環境整備施設及びその設備に利用料金制を導入するもの

※ 港湾環境整備施設とは、海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための港湾施設をいう。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日から施行

(参考)

1 利用料金制を導入する施設

名 称	川崎市東扇島中公園
位 置	川崎区東扇島52番地1
面 積	14,739㎡

2 利用料金制を導入する理由

東扇島中公園に指定管理者制度を導入し、隣接する川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）との一体的な管理を指定管理者に行わせることによって、窓口業務に係る市民サービスの向上、両施設が連携したイベント等の実施により施設の活性化等を図るもの。指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくするため、利用料金制を導入するもの。

※ 川崎市港湾振興会館は、港湾振興会館条例に基づき設置された施設であり、平成18年4月に指定管理者制度を導入している。

3 東扇島中公園における利用許可の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
子ども達のキャンプ等の催し	3件	3件	5件
バーベキュー施設	807件	761件	727件

改正後	改正前
<p>○川崎市港湾施設条例</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料</p> <p>ア 船舶（はしけを除く。）</p> <p>(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭</p> <p>(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに 6円70銭</p> <p>イ 貨物</p> <p>はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 小型油槽船係留施設使用料</p> <p>1月総トン数1トンまでごとに 84円</p> <p>ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 上屋使用料</p> <p>ア 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円</p> <p>2級上屋 16円</p> <p>イ 16日から30日まで</p>	<p>○川崎市港湾施設条例</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第14号及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料</p> <p>ア 船舶（はしけを除く。）</p> <p>(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭</p> <p>(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに 6円70銭</p> <p>イ 貨物</p> <p>はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 小型油槽船係留施設使用料</p> <p>1月総トン数1トンまでごとに 84円</p> <p>ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 上屋使用料</p> <p>ア 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円</p> <p>2級上屋 16円</p> <p>イ 16日から30日まで</p>

改正後	改正前
<p>1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p>	<p>1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p>
<p>ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p>	<p>ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p>
<p>(7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円</p>	<p>(7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円</p>
<p>(8) 削除</p>	<p>(8) 削除</p>
<p>(9) 荷さばき地使用料</p>	<p>(9) 荷さばき地使用料</p>
<p>ア 一般利用</p>	<p>ア 一般利用</p>
<p>(ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p>	<p>(ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p>
<p>(イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p>	<p>(イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p>
<p>イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p>	<p>イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p>
<p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p>	<p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p>
<p>(11) 削除</p>	<p>(11) 削除</p>
<p>(12) 削除</p>	<p>(12) 削除</p>
<p>(13) 船舶給水設備使用料 ア 直接給水（自動給水器によるものを除く。）</p>	<p>(13) 船舶給水設備使用料 ア 直接給水（自動給水器によるものを除く。）</p>
<p>(ア) 30立方メートルまで 25,560円</p>	<p>(ア) 30立方メートルまで 25,560円</p>
<p>(イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円</p>	<p>(イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円</p>
<p>イ 直接給水（自動給水器によるものに限る。） 1立方メートルにつき</p>	<p>イ 直接給水（自動給水器によるものに限る。） 1立方メートルにつき</p>

改正後	改正前
<p>400円</p> <p>(14) 事務所使用料 1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円 2級事務所 1,700円</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料 ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円 イ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額（第2号（1月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第5号については、当該各号により算出して得た額）の範囲内において、あらかじめ市長</p>	<p>400円</p> <p>(14) 事務所使用料 1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円 2級事務所 1,700円</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料 ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円 イ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条第1項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額（ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額）の範囲内において、あらか</p>

改正後	改正前
<p>の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円</p> <p>2級荷さばき地 6円</p> <p>(イ) 16日以後</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円</p> <p>2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円</p> <p>2級荷さばき地 180円</p> <p>(2) ふ頭用地利用料</p> <p>別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(3) 事務所利用料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 3,000円</p> <p>(4) 事務所附帯施設利用料</p> <p>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p> <p>エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(5) <u>港湾環境整備施設等利用料</u></p> <p>別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(6) 駐車施設利用料</p> <p>別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>(7) 軌道走行式荷役機械利用料</p> <p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p>	<p>じめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円</p> <p>2級荷さばき地 6円</p> <p>(イ) 16日以後</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円</p> <p>2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円</p> <p>2級荷さばき地 180円</p> <p>(2) ふ頭用地利用料</p> <p>別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(3) 事務所利用料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 3,000円</p> <p>(4) 事務所附帯施設利用料</p> <p>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p> <p>エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(5) 駐車施設利用料</p> <p>別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>(6) 軌道走行式荷役機械利用料</p> <p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p>

改正後	改正前
イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円 (8) 電気施設利用料 ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円 イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円 4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。 5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。	イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円 (7) 電気施設利用料 ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円 イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円 4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。 5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

別表第2 (第13条、第13条の2関係)

港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料

種別	単位	金額	
行商、募金その他これらに類する行為	1日	1,000円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日	5,000円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日	10,000円	
興行	1日1平方メートルまでごとに	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
		2時間以上4時間未満	500円
		4時間以上8時間未満	1,000円
		8時間以上	1,500円

別表第2 (第13条関係)

港湾環境整備施設等使用料

種別	単位	金額	
行商、募金その他これらに類する行為	1日	1,000円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日	5,000円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日	10,000円	
興行	1日1平方メートルまでごとに	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
		2時間以上4時間未満	500円
		4時間以上8時間未満	1,000円
		8時間以上	1,500円

改正後					改正前				
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し		1日1,000平方メートルまで ごとに	4時間未満	1,250円	港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し		1日1,000平方メートルまで ごとに	4時間未満	1,250円
			4時間以上8時間未満	2,500円				4時間以上8時間未満	2,500円
			8時間以上	3,750円				8時間以上	3,750円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円	駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上5時間未満	400円				3時間以上5時間未満	400円
			5時間以上8時間未満	600円				5時間以上8時間未満	600円
			8時間以上	800円				8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円	
			3時間以上5時間未満	800円			3時間以上5時間未満	800円	
			5時間以上8時間未満	1,200円			5時間以上8時間未満	1,200円	
			8時間以上	1,600円			8時間以上	1,600円	
照明施設		1基1回1時間までごとに		1,500円	照明施設		1基1回1時間までごとに		1,500円
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回	500円	バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回	500円		
	かまど付き	1箇所1回	1,000円		かまど付き	1箇所1回	1,000円		
備考					備考				
1 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさのものをいう。					1 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさのものをいう。				
2 バーベキュー施設の1回の利用時間は、規則で定める。					2 バーベキュー施設の1回の利用時間は、規則で定める。				
3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料又は利用料金の額は、規定使用料又は規定利用料の2割増相当額とする。					3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、規定使用料の2割増相当額とする。				

改正後	改正前
4 設備使用料又は設備利用料については、規則で定める。	4 設備使用料については、規則で定める。

東扇島中公園への指定管理者制度の導入に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1. 概要

東扇島中公園への指定管理者制度の導入につきまして、平成30年4月17日から5月16日までの間、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、5通(意見総数8件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2. 意見募集の概要

題名	東扇島中公園への指定管理者制度の導入に対する意見募集
意見の募集期間	平成30年4月17日(火)～平成30年5月16日(水)
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・各区役所の市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ ・市民文化局協働・連携推進課 ・港湾局川崎港管理センター港営課(川崎マリエン業務棟4階) ・港湾局港湾振興部庶務課(川崎駅前タワーリバーク20階)
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・各区役所の市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ ・市民文化局協働・連携推進課 ・港湾局川崎港管理センター港営課(川崎マリエン業務棟4階) ・港湾局港湾振興部庶務課(川崎駅前タワーリバーク20階)

3. 結果の概要

意見提出数(意見件数)	5通 (8件)
(内訳) 郵送	1通 (1件)
FAX	1通 (2件)
電子メール	2通 (3件)
持参	1通 (2件)

4. 御意見の内容と対応

御意見の内容は、「東扇島中公園と川崎マリエンを一体利用したイベントの開催」など概ね導入案に賛成する御意見や「東扇島中公園にオートキャンプ場を開設して欲しい」など導入案に対する御意見等のほか、今後の参考とすべき御意見であり、今後の事業推進に活かすこととし、

本導入案に基づき取組を推進します。

■御意見の件数と対応区分

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、反映するもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後、施策を推進する中で、御意見の趣旨を踏まえて検討するもの
- D 案に対する要望・質問等であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他御意見等

項目	A	B	C	D	E	合計
(1) 指定管理者制度の導入に関すること	1		5			6
(2) その他					2	2
合計	1		5		2	8

5. 御意見の内容(要旨)と本市の考え方

(1) 指定管理者制度の導入に関すること

No	御意見(要旨)	本市の考え方	区分
1	東扇島中公園と川崎マリエンを一体利用したイベントを開催したい。	東扇島中公園と川崎マリエンを連携させた指定管理者制度を導入することで窓口が一本化され、イベントの相談から利用許可申請までのプロセスが軽減されることから、両施設を一体利用したイベントが利用活性化につながるものと期待しております。	A
2	東扇島中公園でキャンプがしたい。 オートキャンプ場の開設はできないか。 (同様の意見他1件)	キャンプ場につきましては、施設管理上の問題点や安全性の確認が必要となります。現在、港湾緑地のあり方について整理しており、その中で検討を進めてまいります。	C
3	東扇島中公園で様々なイベントを開催し、オールシーズンで楽しめる公園にして欲しい。 (同様の意見他1件)	指定管理者の選考段階で、応募者へは利用促進策としてのイベントの提案を求めています。市民の皆様に楽しんでもらえ、港湾振興にも資するようなイベントの開催に向けて取り組んでまいります。	C

4	公園を清潔に保って欲しい。	園内美化は日々の日常清掃の中で対応しておりますが、指定管理者制度移行後につきましても、園内清掃には留意してまいります。	E
5	広い公園を使用したライブイベントを開催して欲しい。	指定管理者の選考段階で、応募者へは利用促進策としてのイベントの提案を求めています。市民の皆様楽しんでもらえ、港湾振興にも資するようなイベントの開催に向けて取り組んでまいります。	C
6	既存設備の配置を見直し、また周辺の緑地等を取り込んだ大規模な公園の改修を行い、魅力ある公園づくりをして欲しい。	いただきました御意見は、大規模な公園・緑地等の配置を見直す際に貴重な御意見として参考にさせていただきます。	E

東扇島中公園への指定管理者制度の導入

に対する御意見をお寄せください

東扇島中公園及び同公園に隣接する川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）は駐車場を共用するなど、事実上一体的な施設として市民及び周辺企業の就労者の皆様に利用されています。

しかし、現在両施設は中公園を外部委託にて、川崎マリエンを指定管理にて別個に管理しているため、問い合わせ窓口が分散してしまうことが考えられます。また、中公園はバーベキュー施設の利用が主となり、利用活性化のためには川崎マリエンと連携したイベント等の企画・実施が有効であると考えております。

以上のことから、両施設の一体的な管理が行なわれるよう、中公園についても指定管理者制度を導入し、平成30年度に川崎マリエンと一体となった指定管理者の公募を行うことを予定しています。

つきましては、東扇島中公園への指定管理者制度の導入について、広く皆様から御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成30年4月17日（火）～平成30年5月16日（水）

※郵送の場合は、5月16日（水）の消印まで有効です。

持参の場合は、5月16日（水）の17時15分までとします。

2 意見の提出方法

題名、御意見、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（287）6038

(3) 郵送又は持参

〒210-0869 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン業務棟4階
川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

《注意事項》

御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。

個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。

電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧および配布場所

- (1) 川崎市ホームページ
- (2) 各区役所の市政資料コーナー
- (3) かわさき情報プラザ（川崎区東田町5-4 川崎市役所第三庁舎2階）
- (4) 市民文化局協働・連携推進課（川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル7階）
- (5) 港湾局港営課（川崎区東扇島3-8-1 川崎マリエン業務棟4階）
- (6) 港湾局庶務課（川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワーリパーク20階）

4 問い合わせ先

川崎市港湾局川崎港管理センター港営課

電話：044（287）6034 FAX番号：044（287）6038

E-mail：58kouei@city.kawasaki.jp

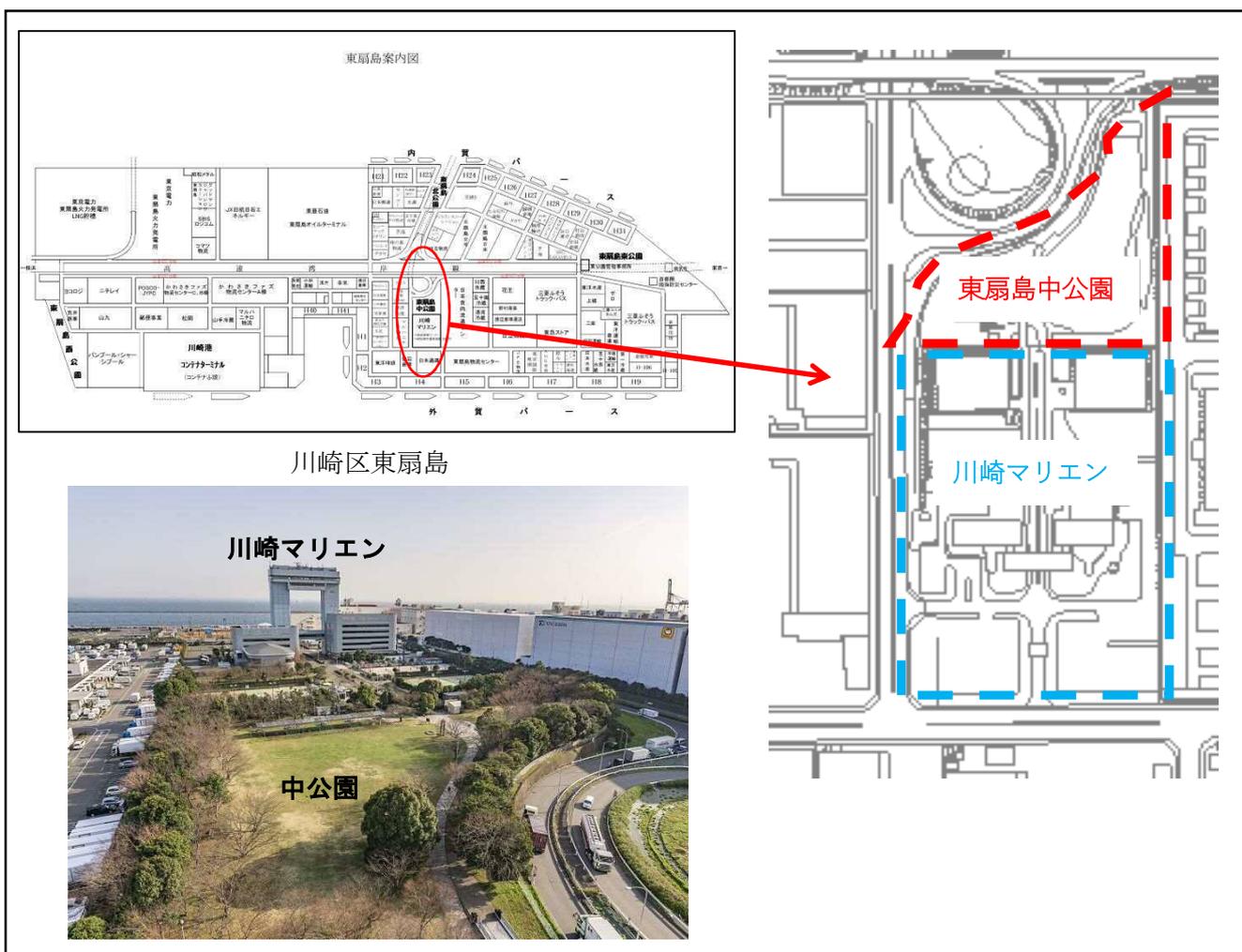
東扇島中公園への指定管理者制度導入について

指定管理者制度導入の趣旨

- 川崎マリエンに隣接する東扇島中公園について、指定管理者制度を導入することで両施設の窓口を一本化します。
- 東扇島中公園と川崎マリエンの柔軟な連携を前提としたイベントの企画・実施を指定管理者に行わせることで、両施設の活性化を目指します。

1 位置及び配置

東扇島中公園は川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に隣接して立地しています。



2 東扇島中公園の概要

・住所：川崎区東扇島5-2-1

・規模：14,739 m²

・施設：バーベキュー施設（かまどなし1箇所、かまど付き9箇所）

芝生広場、トイレ（男女別、障害者用有）、時計、貸し自転車、倉庫・受付小屋、壁うちテニス用壁、ベンチ

※独自駐車場なし（来園者は川崎マリエン駐車場を利用）



バーベキュー施設



芝生広場



トイレ



時計・ベンチ



貸し自転車



壁うちテニス用壁

3 現在の管理運営形態

	東扇島中公園	川崎マリエン
条例	川崎市港湾施設条例	川崎市港湾振興会館条例
管理手法	下記の業務を別個に外部委託 (1) 公園管理業務 (受付、器具貸出、巡回、日常除草等) (2) 樹木剪定業務 (3) トイレ浄化槽保守点検業務 (4) トイレ清掃業務	指定管理者制度を導入 ・現在の指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
イベント等の許可主体	川崎市港湾局	指定管理者
市民の問い合わせ窓口	公園管理業務受託業者	指定管理者

4 東扇島中公園の管理運営における課題・検討事項

(1) 市民からの問い合わせ窓口について

現在は中公園の公園管理業務委託とマリエンの管理業務を別々に発注しているため、別業者がそれぞれの施設の管理業務を行う場合、駐車場を共用する一連の施設である両施設の窓口が分散してしまうこととなります。

⇒両施設の窓口を一本化し、サービスを向上させます。

(2) 公園の振興について

中公園の過去3年間のイベント件数は年間平均3件となっており、川崎港内の公園・緑地における全体のイベント件数と比較して非常に少なく、マリエンと隣接している立地特性が活かされているとは言い難い状況にあります。中公園の主な施設であるバーベキュー施設のみの利用では、これ以上の利用活性化は困難です。

⇒マリエンとの柔軟な連携を前提としたイベントの企画・実施が必要です。

⇒上記課題の解決に向けてはマリエンと中公園を連携させた指定管理者制度の導入が有効

5 今後のスケジュール

今後予定しているスケジュールは次のとおりです。

- ・平成30年4月17日～5月16日 パブリックコメントの実施
- ・平成30年6月議会 利用料金制導入のための条例改正を付議
- ・平成30年7月～ 川崎マリエンと東扇島中公園が一体となった指定管理者の公募を実施
- ・平成30年12月議会 指定管理者の選定について付議
- ・～平成31年3月 選定業者と協定書の締結
- ・平成31年4月1日～ 指定管理者による管理を開始

(参考) 東扇島中公園に関する条例及び各種計画上の位置づけ

条例等	港湾施設条例（港湾環境整備施設）、告示：港湾施設の名称、位置、規模等
各種計画	<p>○川崎市総合計画第1期実施計画 施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（事務事業名：川崎港緑化推進事業） 「川崎港緑化計画」に基づく、市民等に親しまれる港湾緑地の整備などの推進」とされています。</p> <p>○港湾計画：休息緑地として位置づけられています。</p> <p>○川崎市行財政改革プログラム（平成28年3月策定） 取組1-（4）-19 港湾緑地等の管理運営体制の見直し 取組の方向性・具体的な取組内容として、「平成28（2016）年度策定の「（仮称）川崎港緑化基本計画」に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、それぞれの特徴を活かした利用の検討と新たな管理運営体制の整備を推進します。」とされている。</p> <p>○川崎港緑化基本計画（平成28年9月策定）：「市民の交流拠点の場」として位置づけ。また、港湾緑地の状況に応じて特に実施すべき手法として、「<u>指定管理者制度等民間のノウハウを活かした、緑地内のトイレやベンチ等の施設の管理及びイベント開催等の運営、パトロール等（利用者に対する安全確保の観点）の維持管理手法の導入について検討する。同時に指定管理者によるイベントの開催を通して、各緑地の利用の促進について検討する。</u>」とされている。</p> <p>○川崎市行財政改革第2期プログラム（平成30年3月策定） 取組2-（2）-13 港湾緑地等の管理運営体制の見直し 取組の方向性：「<u>川崎港緑化基本計画に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、指定管理者制度等の民間活力を活用するとともに、非常勤嘱託員を柔軟かつ機動的に活用することで、それぞれの施設の特徴を活かした新たな管理運営体制の整備を推進します。</u>」 具体的な取組内容：「<u>東扇島中公園についての平成31（2019）年度からの川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）と一体となった指定管理者制度の導入の検討</u>」</p>